海津市ツアー造成事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、海津市への観光客の誘致を促進し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、観光を目的とした海津市以外から海津市を訪れるツアーを造成し、催行する旅行業者に対して予算の範囲内において交付するツアー造成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、海津市補助金等交付規則（平成１７年海津市規則第４２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）の規定により旅行業者登録簿に登録されている旅行業者とする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するツアーを造成し、催行する事業とする。

　⑴　海津市以外から海津市を訪れるツアーであって、バス１台当たり２０人以上の参加者（乗務員及び添乗員を除く。）があること。

　⑵　海津市内の観光施設２か所以上及び道の駅１か所以上に立ち寄る周遊ツア

　　ーであること。

　⑶　旅行業法第１２条の７に規定する募集型企画旅行に該当するツアーである

　　こと。

　⑷　他の自治体等から補助金又は助成金等を交付されていないこと。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、ツアーの発着地が東海三県の場合にはバス１台当たり１０，０００円とし、それ以外の地域の場合にはバス１台当たり２０，０００円とする。ただし、参加者募集に係る広告掲載活動を行い、ツアーの名称が海津市のＰＲにつながると認められる場合は、１回のツアーにつき１０，０００円を加算するものとする。

２　前項に規定する補助金の額は、一つのツアーにつき１００，０００円を、一営業所につき２００，０００円を限度とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ツアー造成事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、ツアーの催行日の１０日前までに市長に提出しなければならない。

⑴　補助事業の実施要項及び計画書（旅行商品企画書）

⑵　予定催行人数を記した書類、旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物（申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に速やかに提出すること。）

⑶　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、ツアー造成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の決定をした場合において、必要があるとき

は、条件を付すことができる。

（変更等の承認）

第７条　補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条第２項第１号又は第２号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめツアー造成事業補助金（変更・中止）承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請を認めるときは、ツアー造成事業補助金（変更・中止）承認通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して３０日を経過した日又はその年度の３月３１日のいずれか早い日までに、ツアー造成事業補助金実績報告書（様式第５号）にツアー造成事業補助金実績証明書（様式第６号）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第９条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第６条第２項第１号又は第２号の規定による承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ツアー造成事業補助金交付確定通知書（様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条　補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、補助金の支払を受けようとするときは、ツアー造成事業補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第１１条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（補則）

第１２条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。